

高齢者向け住宅における駐車場等の計画のあり方に関する調査事業

平成25年6月3日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、高齢者居住安定化推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

高齢者向け住宅における駐車場等の計画のあり方に関する調査事業

(2) 事業目的

2025年には団塊の世代が後期高齢者になるなど、今後社会の一層の高齢化の進展が見込まれる中、高齢者が安心して暮らし続けることができる住まいを確保することが重要である。そのため、平成23年10月20日に「サービス付き高齢者向け住宅」制度が創設され、平成25年4月末時点で約11万戸が登録されている。またその他多くの高齢者向けの住宅等も供給されているところである。

これらの高齢者向け住宅については、自動車や自転車の利用の少ない高齢者が入居する住宅である一方、見守り、食事提供等のサービスが提供される場合これらのサービス事業者等の自動車利用が想定されるなど、一般の共同住宅とは駐車場等の計画のあり方が異なるものと考えられる。

本事業は、入居者属性や立地、併設施設の有無等、高齢者向け住宅の特性に応じて、駐車場等の区画の必要数をはじめとする駐車場等の計画のあり方の検討を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、今後の高齢者の居住の安定確保を図るための住宅における駐車場の整備方策を示すことを目標とする。

(3) 事業内容

以下の事項を全て含む高齢者等の居住安定化の推進に係る調査を実施する。

①高齢者向け住宅に付置する駐車場等の計画に係る基礎資料整理

②高齢者向け住宅について、入居者属性や立地、併設施設の有無等の特性に応じた駐車場等区画の利用実態等の調査

③高齢者向け住宅における必要な駐車場等の区画数等、駐車場等の計画のあり方検討

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

平成25年6月下旬 ～ 平成26年3月31日（月）

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

○ 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わ

ないこと。

- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(4) その他の要件

- 原則として、本事業を行うためには、独立行政法人建築研究所（以下「建築研究所」という。）と共同研究により実施するものとする。

※ 建築研究所と共同で実施する場合の補足事項

- ① 交付される補助金については、応募した事業主体に対して全額交付され、建築研究所は補助金の交付を受けません。
- ② 事業主体（建築研究所以外の共同研究者を含みます。）と建築研究所との間で共同研究に関する協定を交わしていただきます。
- ③ 調査により生じた知的財産権は、建築研究所と共同で実施した場合は、原則として建築研究所にも帰属することとなります。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ① 担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅指導係
- ② 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③ 電 話 03-5253-8111（内線 39-855）
- ④ F A X 03-5253-8140
- ⑤ 電子 mail tabushi-s256@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期 間 平成25年6月3日（月）から平成25年6月13日（木）
- ② 場 所 上記担当部局
- ③ 方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交
説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ① 期 限 平成25年6月14日（金）18時00分まで
- ② 場 所 上記担当部局
- ③ 方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft

Excel2007」「Adobe acrobat Reader9」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3.(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則破棄する。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出の際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。